

【規律委員会】2024年8月2日付け決定

- 1 懲罰対象者
社会人クラブ指導者
- 2 懲罰の内容
譴責
- 3 懲罰の起算日
2024年8月2日（事務総長が懲罰を決定した日）
- 4 懲罰の理由
本協会競技会における違反行為に対する懲罰基準4.〔その他の違反行為〕(6)その他の違反行為の「本基準の趣旨に明らかに反すると判断される行為」に該当
- 5 事案の概要
審判員に対する暴言行為